

令和7年度指導監査等の実施結果

社会福祉法人、社会福祉施設等

介護保険施設、障害児（者）福祉施設

介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所等

障害児通所支援事業所、児童福祉施設等

医療機関(病院、有床診療所)

群馬県健康福祉部福祉局監査指導課

I 施設・事業所等への指導監査

1	指導監査の概要	1
2	指導監査の実施概要	3
	(1) 社会福祉法人	3
	(2) 社会福祉施設等、介護保険施設、障害児（者）福祉施設	3
	(3) 介護サービス事業所	4
	(4) 障害福祉サービス事業所等、障害児通所支援事業所	5
	(5) 児童福祉施設等	6
3	指導監査の実施状況・結果	7
	(1) 社会福祉法人	7
	(2) 社会福祉施設	8
	(3) 介護保険施設	9
	(4) 障害児（者）福祉施設	10
	(5) 居宅サービス事業所	11
	(6) 介護予防サービス事業所	12
	(7) 障害福祉サービス事業所等	13
	(8) 障害児通所支援事業所	14
	(9) 児童福祉施設等	15
4	文書指摘の内訳	16
	(1) 社会福祉法人	16
	(2) 社会福祉施設	16
	(3) 介護保険施設	17
	(4) 障害児（者）福祉施設	17
	(5) 居宅サービス事業所	18
	(6) 介護予防サービス事業所	20
	(7) 障害福祉サービス事業所等	22
	(8) 障害児通所支援事業所	25
	(9) 児童福祉施設等	26
5	特別監査及び監査の実施状況	27
6	業務管理体制の確認検査（一般検査・特別検査）	28
7	集団指導	29

II 医療機関への立入検査

1	立入検査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 1
2	病院の立入検査の実施状況・結果・・・・・・・・	3 2
3	有床診療所の立入検査の実施状況・結果・・・・・・・・	3 3

I 施設・事業所等への指導監査

1 指導監査の概要

県では、法令等に基づき、県が所管する社会福祉法人や社会福祉施設、事業所への指導や監査（以下「指導監査」という。）を行っています。

(1) 指導監査の対象

- ・社会福祉法人（社会福祉協議会を含む。）
- ・保護施設等（救護施設、無料低額宿泊所、女性自立支援施設）
- ・老人福祉施設（ただし、県内の特別養護老人ホームはすべて介護老人福祉施設の指定を受けているため、介護老人福祉施設として実施。）
- ・介護保険施設
- ・介護サービス事業所
- ・障害児(者)福祉施設
- ・障害福祉サービス事業所等
- ・障害児通所支援事業所
- ・児童福祉施設
- ・認可外保育施設

(2) 指導監査の3類型

①通常の場合（一般監査、運営指導、立入調査）

法人や施設等を定期的に訪問し、現地確認や聞き取りをしながら、助言や指導を行うものです。対象施設等により原則1～6年に1回の頻度で実施しています。

②特別の場合（特別監査、監査）

上記①の結果や苦情・通報などにより、重大な法令違反や基準違反などが疑われる場合に、随時行うものです。

（参考）指導監査の名称は、根拠法令によって使い分けられています。

指導監査の対象	①通常の場合	②特別の場合
社会福祉法人、保護施設等、老人福祉施設、児童福祉施設	「一般監査」	「特別監査」
介護保険施設、介護サービス事業所	「運営指導」	「監査」
障害児(者)福祉施設、障害福祉サービス事業所等、障害児通所支援事業所	「運営指導」	「監査」
認可外保育施設	「立入調査」	「特別立入調査」

③集団指導

同種事業の施設等の担当者に、ホームページ等への資料掲載により指導を行うものです。法令や基準等の改正のポイントや、報酬請求時に間違いやすい点などを中心に集団指導を実施しています。

(3) 指導監査の結果

①一般監査・運営指導・立入調査の結果

軽微な違反等があった場合は注意事項（法人は口頭指摘）、重要な違反等の場合は指摘事項（法人は文書指摘）として通知し、改善結果や改善状況の報告を求めます。

②特別監査・監査の結果

違反や不正の程度により、勧告又は行政処分（効力停止や指定取消など）を行うことがあります。

(4) 所管課及び市町村との連携

指導監査の実施に当たっては、県の所管課（法人・施設等を所管している地域福祉課、介護高齢課、障害政策課、生活こども課、こども・子育て支援課、児童福祉課）や市町村と情報の共有と交換を行い、指導方針の整合を図っています。

(5) 指導監査の情報公開

群馬県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、指導監査の結果通知及びこれに対応する改善報告について、個人情報を除き開示しています。

(6) 業務管理体制の監督について

介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者には、法令遵守等の体制（業務管理体制）の整備が義務づけられています。事業者は介護高齢課、障害政策課又はこども・子育て支援課に業務管理体制の届出を提出し、監査指導課は一般検査及び特別検査を実施します。

①一般検査

業務管理体制の届出内容を確認するため、県が監督するすべての事業者を対象に実施し、事業者の取組みについて確認します。

②特別検査

指定事業所等の指定等取消相当の事案が発覚した場合に、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、当該事案への組織的関与の有無を検証します。

2 指導監査の実施概要

(1) 社会福祉法人

事業種別	対象数	実施状況		所管課
		実施数	実施率(%)	
保護施設等設置社会福祉法人	1	-	-	地域福祉課
老人福祉施設等	35	13	37.1	介護高齢課
障害児(者)福祉施設等	24	6	25.0	障害政策課
社会福祉協議会等	25	6	24.0	地域福祉課
保育所等	25	2	8.0	こども・子育て支援課
児童養護施設等	1	-	-	児童福祉課
合 計	111	27	24.3	

注1) 複数の事業種別を運営する法人は、主たる事業種別に計上しています。

注2) 老人福祉施設等には、介護保険施設を含みます。

注3) 対象数は、前年度末の対象数です。

(2) 社会福祉施設等、介護保険施設、障害児(者)福祉施設

事業種別	対象数	実施状況		所管課	
		実施数	実施率(%)		
社会福祉施設等	保護施設等	5	3	60.0	地域福祉課 生活こども課
	老人福祉施設	51	14	27.5	介護高齢課
	計	56	17	30.4	
介護保険施設	介護老人福祉施設	108	20	18.5	介護高齢課
	介護老人保健施設	52	16	30.8	介護高齢課
	介護医療院	10	3	30.0	介護高齢課
	計	170	39	22.9	
障害児(者)福祉施設	福祉型障害児入所施設	3	3	100.0	児童福祉課
	医療型障害児入所施設	3	3	100.0	児童福祉課
	障害者支援施設	32	12	37.5	障害政策課
	計	38	18	47.4	
合 計	264	74	28.0		

注1) 対象数は、前年度末の対象数です。

注2) 特別養護老人ホームは、介護老人福祉施設で計上しています。

(3) 介護サービス事業所

区 分		対象事業所数	実施数	実施率(%)
居宅サービス事業所	訪問介護	331	88	26.6
	訪問入浴介護	14	2	14.3
	訪問看護	209	17	8.1
	訪問リハビリテーション	22	3	13.6
	通所介護	454	99	21.8
	通所リハビリテーション	55	16	29.1
	短期入所生活介護	159	24	15.1
	短期入所療養介護	69	17	24.6
	特定施設入居者生活介護	54	8	14.8
	福祉用具貸与	65	2	3.1
	特定福祉用具販売	62	2	3.2
	計	1,494	278	18.6
介護予防サービス事業所	訪問入浴介護	11	2	18.2
	訪問看護	199	17	8.5
	訪問リハビリテーション	22	3	13.6
	通所リハビリテーション	55	16	29.1
	短期入所生活介護	153	24	15.7
	短期入所療養介護	70	17	24.3
	特定施設入居者生活介護	53	8	15.1
	福祉用具貸与	65	2	3.1
	特定福祉用具販売	62	2	3.2
	計	690	91	13.2
合 計	2,184	369	16.9	

注1) 対象数は、前年度末の対象数です。

注2) 「訪問看護」「訪問リハビリテーション」「通所リハビリテーション」については、保険医療機関のみなし指定を除いています。

注3) 所管課は介護高齢課です。

(4) 障害福祉サービス事業所等、障害児通所支援事業所

	区 分	対象事業所数	実施数	実施率(%)
障害福祉サービス事業所等	居宅介護事業所	146	24	16.4
	重度訪問介護事業所	135	20	14.8
	同行援護事業所	47	12	25.5
	行動援護事業所	7	2	28.6
	療養介護事業所	3	3	100.0
	生活介護事業所	146	34	23.3
	短期入所事業所	90	24	26.7
	自立訓練(機能訓練)事業所	1	1	100.0
	自立訓練(生活訓練)事業所	6	1	16.7
	就労移行支援事業所	14	5	35.7
	就労継続支援(A型)事業所	37	6	16.2
	就労継続支援(B型)事業所	155	35	22.6
	就労定着支援	8	1	12.5
	自立生活援助	5	-	-
	共同生活援助事業所	140	39	27.9
	一般相談支援事業所(地域移行支援事業所)	30	3	10.0
	一般相談支援事業所(地域定着支援事業所)	26	3	11.5
	計	996	213	21.4
障害児通所支援事業所	児童発達支援センター(児童福祉施設・中核市含む)	9	9	100.0
	児童発達支援事業所(センターを除く)	118	10	8.5
	医療型児童発達支援事業所	-	-	-
	放課後等デイサービス事業所	241	52	21.6
	居宅訪問型児童発達支援	3	1	33.3
	保育所等訪問支援事業所	16	8	50.0
		計	387	80
	合 計	1,383	293	21.2

注1) 対象数は、前年度末の対象数です。

注2) 所管課は、障害福祉サービス事業所等は障害政策課、障害児通所支援事業所は児童福祉課です。

(5) 児童福祉施設等

事業種別	対象数	実施状況			所管課
		実施数			
		実地	書面	実施率(%)	
保育所	158	80	77	99.4	こども・子育て支援課
幼保連携型認定こども園	130	73	57	100.0	こども・子育て支援課
児童養護施設等	10	10	-	100.0	児童福祉課
乳児院	2	2	-	100.0	
母子生活支援施設	1	1	-	100.0	
児童養護施設	5	5	-	100.0	
児童心理治療施設	1	1	-	100.0	
児童自立支援施設	1	1	-	100.0	
認可外保育施設	96	38	5	44.8	こども・子育て支援課
合 計	394	201	139	86.3	

注1) 対象数は休止中の施設を除きます(保育所1)。

注2) 保育所には、保育所型認定こども園(5施設)を含みます。

注3) 認可外保育施設の実施数(実地)の内訳は次のとおりです。
夜間・一時預かり(7)、事業所・病院内(16)、その他一般認可外(15)

3 指導監査の実施状況・結果

(1) 社会福祉法人

◎事業種別毎の文書指摘件数(事業種別はその法人が設置している主たる施設等)

項目	事業種別	保護施設等	老人福祉施設等	障害児(者)福祉施設等	社会福祉協議会等	保育所等	児童養護施設等	合計
	対象数	1	35	24	25	25	25	1
実施数	-	13	6	6	6	2	-	27
実施率(%)	-	37.1	25.0	24.0	24.0	8.0	-	24.3
指摘法人数	-	13	5	5	5	2	-	25
組織運営	-	32	18	14	8	-	-	72
1法人当たり	-	2.5	3.0	2.3	4.0	-	-	2.7
事業	-	-	-	-	-	-	-	-
1法人当たり	-	-	-	-	-	-	-	-
管理	-	26	5	1	6	-	-	38
1法人当たり	-	2.0	0.8	0.2	3.0	-	-	1.4
合計	-	58	23	15	14	-	-	110
1法人当たり	-	4.5	3.8	2.5	7.0	-	-	4.1

注1) 対象数は、前年度末の対象数です。

注2) 老人福祉施設等には、特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)及び介護老人保健施設を含みます。

注3) この表における障害児(者)福祉施設等は、障害児・障害者の入所施設や通所サービス等です。

注4) この表における保育所等は、保育所・保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園です。

(2) 社会福祉施設

◎事業種別毎の文書指摘件数

項目	事業種別	保護施設等	老人福祉施設	合計
	対象数	5	51	56
	実施数	3	14	17
	実施率(%)	60.0	27.5	30.4
	文書指摘施設数	3	6	9
人員基準	-	-	-	
1施設当たり	-	-	-	
職員処遇	-	-	-	
1施設当たり	-	-	-	
設備基準	-	-	-	
1施設当たり	-	-	-	
防災対策	-	-	-	
1施設当たり	-	-	-	
運営基準	5	11	16	
1施設当たり	1.7	0.8	0.9	
利用料等	-	-	-	
1施設当たり	-	-	-	
食事の提供	-	-	-	
1施設当たり	-	-	-	
預り金	-	-	-	
1施設当たり	-	-	-	
財務会計	-	-	-	
1施設当たり	-	-	-	
合計	5	11	16	
1施設当たり	1.7	0.8	0.9	

注1) 対象数は、前年度末の対象数です。

注2) 保護施設等は救護施設、無料低額宿泊所及び女性自立支援施設です。

注3) 老人福祉施設は養護老人ホーム及び軽費老人ホームです。

(3) 介護保険施設

◎事業種別毎の文書指摘件数

項目	事業種別	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護医療院	合計
	対象数	108	52	10	170
	実施数	20	16	3	39
	実施率(%)	18.5	30.8	30.0	22.9
	文書指摘施設数	14	6	-	20
人員基準		2	2	-	4
1施設当たり		0.1	0.1	-	0.1
職員処遇		-	-	-	-
1施設当たり		-	-	-	-
設備基準		-	-	-	-
1施設当たり		-	-	-	-
防災対策		1	-	-	1
1施設当たり		0.1	-	-	0.0
運営基準		17	11	-	28
1施設当たり		0.9	0.7	-	0.7
給付費・加算等		5	4	-	9
1施設当たり		0.3	0.3	-	0.2
食事の提供		1	-	-	1
1施設当たり		0.1	-	-	0.0
預り金		-			-
1施設当たり		-			-
財務会計		-	-	-	-
1施設当たり		-	-	-	-
合計		26	17	-	43
1施設当たり		1.3	1.1	-	1.1

注1) 対象数は、前年度末の対象数です。

注2) 表中の斜線部は指導検査の対象外の項目です。

(4) 障害児（者）福祉施設

◎事業種別毎の文書指摘件数

項目	事業種別	福祉型 障害児入所施設	医療型 障害児入所施設	障害者支援施設	合計
	対象数	3	3	32	38
	実施数	3	3	12	18
	実施率(%)	100.0	100.0	37.5	47.4
	文書指摘施設数	2	1	2	5
人員基準	-	-	-	-	
1施設当たり	-	-	-	-	
職員処遇	-	-	-	-	
1施設当たり	-	-	-	-	
設備基準	-	-	-	-	
1施設当たり	-	-	-	-	
防災対策	-	-	-	-	
1施設当たり	-	-	-	-	
運営基準	3	1	4	8	
1施設当たり	1.0	0.3	0.3	0.4	
給付費・加算等	-	-	2	2	
1施設当たり	-	-	0.2	0.1	
食事の提供	-	-	-	-	
1施設当たり	-	-	-	-	
預り金	-	-	-	-	
1施設当たり	-	-	-	-	
財務会計	-	-	-	-	
1施設当たり	-	-	-	-	
合 計	3	1	6	10	
1施設当たり	1.0	0.3	0.5	0.6	

注1) 対象数は、前年度末の対象数です。

(5) 居宅サービス事業所
 ◎事業種別毎の文書指摘件数

項目	事業種別	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハ	通所介護	通所リハ	短期入所生活介護	短期入所療養介護	特定施設	福祉用具貸与	特定福祉用具販売	合計
	対象数		331	14	209	22	454	55	159	69	54	65	62
実施数		88	2	17	3	99	16	24	17	8	2	2	278
実施率(%)		26.6	14.3	8.1	13.6	21.8	29.1	15.1	24.6	14.8	3.1	3.2	18.6
文書指摘事業所数		47	1	9	-	62	3	6	2	6	2	2	140
人員基準		12	-	-	-	21	-	-	-	-	-	-	33
1事業所当たり		0.1	-	-	-	0.2	-	-	-	-	-	-	0.1
設備基準		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1事業所当たり		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
防災対策		/	/	/	/	9	-	-	-	-	-	-	9
1事業所当たり		/	/	/	/	0.1	-	-	-	-	-	-	0.0
運営基準		64	3	17	-	92	2	7	3	8	9	4	209
1事業所当たり		0.7	1.5	1.0	-	0.9	0.1	0.3	0.2	1.0	4.5	2.0	0.8
給付費・加算等		7	-	3	-	9	2	4	-	-	-	-	25
1事業所当たり		0.1	-	0.2	-	0.1	0.1	0.2	-	-	-	-	0.1
食事の提供		/	/	/	/	-	-	-	-	-	/	/	-
1事業所当たり		/	/	/	/	-	-	-	-	-	/	/	-
届出		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1事業所当たり		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		83	3	20	-	131	4	11	3	8	9	4	276
1事業所当たり		0.9	1.5	1.2	-	1.3	0.3	0.5	0.2	1.0	4.5	2.0	1.0

注1) 対象数は、前年度末の対象数です。

注2) 表中の斜線部は指導検査の対象外の項目です。

(6) 介護予防サービス事業所
◎事業種別毎の文書指摘件数

項目	事業種別	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハ	通所リハ	短期入所生活介護	短期入所療養介護	特定施設	福祉用具貸与	特定福祉用具販売	合計
		対象数	11	199	22	55	153	70	53	65	62
	実施数	2	17	3	16	24	17	8	2	2	91
	実施率(%)	18.2	8.5	13.6	29.1	15.7	24.3	15.1	3.1	3.2	13.2
	文書指摘事業所数	1	8	-	1	3	2	6	2	1	24
人員基準		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	1事業所当たり	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
設備基準		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	1事業所当たり	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
防災対策		/	/	/	-	-	-	-	-	-	-
	1事業所当たり	/	/	/	-	-	-	-	-	-	-
運営基準		3	13	-	1	4	3	8	9	2	43
	1事業所当たり	1.5	0.8	-	0.1	0.2	0.2	1.0	4.5	1.0	0.5
給付費・加算等		-	1	-	-	1	-	-	-	-	2
	1事業所当たり	-	0.1	-	-	0.0	-	-	-	-	0.0
食事の提供		/	/	/	-	-	-	-	/	/	-
	1事業所当たり	/	/	/	-	-	-	-	/	/	-
届出		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	1事業所当たり	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		3	14	-	1	5	3	8	9	2	45
	1事業所当たり	1.5	0.8	-	0.1	0.2	0.2	1.0	4.5	1.0	0.5

注1) 対象数は、前年度末の対象数です。

注2) 表中の斜線部は指導検査の対象外の項目です。

(7) 障害福祉サービス事業所等

◎事業種別毎の文書指摘件数

項目	事業種別	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行 支援	就労継続 支援 (A型)	就労継続 支援 (B型)	就労定着 支援	自立生活 援助	共同生活 援助	地域移行 支援	地域定着 支援	合計
		対象数	146	135	47	7	3	146	90	1	6	14	37	155	8	5	140	30	26
実施数	24	20	12	2	3	34	24	1	1	5	6	35	1	-	39	3	3	213	
実施率(%)	16.4	14.8	25.5	28.6	100.0	23.3	26.7	100.0	16.7	35.7	16.2	22.6	12.5	-	27.9	10.0	11.5	21.4	
文書指摘事業所数	15	-	8	-	-	10	8	-	-	4	3	26	-	-	32	-	-	106	
人員基準	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	2
1事業所当たり	-	-	-	-	-	0.0	-	-	-	-	-	0.0	-	-	-	-	-	-	0.0
職員処遇	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1事業所当たり	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
防災対策	/	/	/	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/	-
1事業所当たり	/	/	/	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/	-
運営基準	32	-	18	-	-	20	6	-	-	11	7	70	-	-	72	-	-	-	236
1事業所当たり	1.3	-	1.5	-	-	0.6	0.3	-	-	2.2	1.2	2.0	-	-	1.8	-	-	-	1.1
給付費・加算等	9	-	4	-	-	6	6	-	-	1	-	14	-	-	7	-	-	-	47
1事業所当たり	0.4	-	0.3	-	-	0.2	0.3	-	-	0.2	-	0.4	-	-	0.2	-	-	-	0.2
食事の提供	/	/	/	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/	/	-
1事業所当たり	/	/	/	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/	/	-
預り金	/	/	/	/	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/	-
1事業所当たり	/	/	/	/	-	-	/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/	-
届出	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1事業所当たり	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1事業所当たり	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	41	-	22	-	-	27	12	-	-	12	7	85	-	-	79	-	-	-	285
1施設当たり	1.7	-	1.8	-	-	0.8	0.5	-	-	2.4	1.2	2.4	-	-	2.0	-	-	-	1.3

注1) 対象数は、前年度末の対象数です。

注2) 表中の斜線部は指導検査の対象外の項目です。

(8) 障害児通所支援事業所

◎事業種別毎の文書指摘件数

項目	事業種別	児童発達支援センター (児童福祉施設・中核市含む)	児童発達支援(センター除く)	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援	合計
	対象数	9	118	-	241	3	16	387
	実施数	9	10	-	52	1	8	80
	実施率(%)	100.0	8.5	-	21.6	33.3	50.0	20.7
	文書指摘事業所数	2	3	-	24	-	1	30
人員基準	-	-	-	1	-	-	-	1
1事業所当たり	-	-	-	0.0	-	-	-	0.0
設備基準	-	-	-	-	-	-	-	-
1事業所当たり	-	-	-	-	-	-	-	-
職員処遇	-	-	-	-	-	-	-	-
1事業所当たり	-	-	-	-	-	-	-	-
防災対策	-	-	-	-	-	-	-	-
1事業所当たり	-	-	-	-	-	-	-	-
運営基準	1	8	-	51	-	2	62	
1事業所当たり	0.1	0.8	-	1.0	-	0.3	0.8	
給付費・加算等	1	1	-	23	-	-	25	
1事業所当たり	0.1	0.1	-	0.4	-	-	0.3	
届出	-	-	-	-	-	-	-	
1事業所当たり	-	-	-	-	-	-	-	
その他	-	-	-	-	-	-	-	
1事業所当たり	-	-	-	-	-	-	-	
合計	2	9	-	75	-	2	88	
1事業所当たり	0.2	0.9	-	1.4	-	0.3	1.1	

注1) 対象数は、前年度末の対象数です。

(9) 児童福祉施設等

◎事業種別毎の文書指摘件数

項目	事業種別	保育所・保育所型 認定こども園	幼保連携型認定こ ども園	児童養護施設等	認可外保育施設	合 計
	対象数	158	130	10	96	394
	実施数	157	130	10	43	340
	実施率(%)	99.4	100.0	100.0	44.8	86.3
	文書指摘事業所数	7	7	-	18	32
人員基準・職員	-	5	-	10	15	
1事業所当たり	-	0.0	-	0.2	0.0	
設備・防災・防犯	1	-	-	3	4	
1事業所当たり	0.0	-	-	0.1	0.0	
保育(教育)・処遇	6	2	-	19	27	
1事業所当たり	0.0	0.0	-	0.4	0.1	
利用者への情報提供	-	-	-	4	4	
1事業所当たり	-	-	-	0.1	0.0	
合 計	7	7	-	36	50	
1事業所当たり	0.0	0.1	-	0.8	0.1	

注1) 対象数は、前年度末の対象数です。

4 文書指摘の内訳

(1) 社会福祉法人

対象法人数	111	
実施法人数	27	
実施率(%)	24.3	
文書指摘法人数	25	
項目	指摘内容	指摘件数
組織運営	評議員及び役員の選任手続きが不適切	22
	理事会の審議状況等が不適切	16
	評議員会の審議状況等が不適切	6
	理事会で特定の理事（監事）が欠席	4
	評議員会で特定の評議員が欠席	3
	理事会の招集手続きが不適切	3
	評議員会の招集手続きが不適切	12
	定款の不備又は実態との乖離	5
	監査報告の不備	1
管理	総資産額等が未登記又は遅延	3
	決算関係書類が不適切	14
	経理事務処理が不十分	12
	通帳と印鑑の管理・保管方法が不適切	5
	会計処理が不適切	3
	基本財産の処分又は担保提供	1
合計		110

(2) 社会福祉施設

対象施設数	56	
実施施設数	17	
実施率(%)	30.4	
文書指摘施設数	9	
項目	指摘内容	指摘件数
運営基準	運営規程等の内容の不備（養護、軽費）	2
	重要事項説明書の未整備（軽費）	1
	身体拘束適正化への対応が不十分（軽費）	1
	虐待防止の措置の不備（軽費）	1
	感染症対策が不十分（養護、軽費、救護）	4
	業務継続計画の策定等に係る取組みの不備（養護、軽費、救護、女性自立支援施設）	5
	掲示が不十分（軽費）	1
	事故発生時の対応が不十分（軽費）	1
合計		16

(3) 介護保険施設

対象施設数	170	
実施施設数	39	
実施率(%)	22.9	
文書指摘施設数	20	
項目	指 摘 内 容	指摘件数
人員基準	看護職員、機能訓練相談員の配置不足（特養）	2
	ユニットリーダーの配置不足（老健）	1
	介護・看護職員の総数に対する看護職員の割合不足（老健）	1
防災対策	非常災害対策が不十分（特養）	1
運営基準	構造変更の届出の不備（老健）	1
	介護に係る全ての従業者の研修受講の措置（特養、老健）	4
	勤務表の不備（老健）	1
	施設サービス計画書の交付漏れ（老健）	1
	感染症対策が不十分（特養）	1
	口腔衛生の管理が不十分（特養、老健）	11
	業務継続計画の研修・訓練の不備（特養、老健）	2
	掲示が不十分（特養、老健）	4
	栄養管理の不備（特養）	3
給付費・加算等	各種加算の算定が不適切（特養、老健）	7
	看護職員体制加算（Ⅱ）（特養）	2
	看取り介護加算（特養）	1
	安全対策体制加算（特養）	1
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算（老健）	1
	栄養マネジメント強化加算（老健）	1
	所定疾患施設療養費（Ⅰ）（老健）	1
	栄養管理に係る減算（特養）	1
他科受診（老健）	1	
食事の提供	食事業務委託先の調理員の健康診断の不備（特養）	1
合 計		43

(4) 障害児（者）福祉施設

対象施設数	38	
実施施設数	18	
実施率(%)	47.4	
文書指摘施設数	5	
項目	指 摘 内 容	指摘件数
運営基準	サービス提供の記録の不備	1
	協力医療機関等との協議の不備(福祉型障害児入所、障害者支援施設)	6
	移行支援計画の作成の不備(医療型障害児入所)	1
給付費・加算等	各種加算の算定が不適切(口腔衛生管理体制加算、口腔衛生管理加算) (障害者支援施設)	2
合 計		10

(5) 居宅サービス事業所

項目	指摘内容	居宅サービスの種別・指摘件数											合計
		訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハ	通所介護	通所リハ	短期入所生活介護	短期入所療養介護	特定施設	福祉用具貸与	特定福祉用具販売	
	運営指導対象事業所数	331	14	209	22	454	55	159	69	54	65	62	1,494
	運営指導実施事業所数	88	2	17	3	99	16	24	17	8	2	2	278
	実施率(%)	26.6	14.3	8.1	13.6	21.8	29.1	15.1	24.6	14.8	3.1	3.2	18.6
	文書指摘事業所数	47	1	9	-	62	3	6	2	6	2	2	140
人員基準	配置基準職員の不足	9	-	-	-	15	-	-	-	-	-	-	24
	サービス提供責任者・生活相談員	3	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	8
	看護職員	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	5
	訪問介護員・介護職員	6	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	7
	管理者	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	2
	常勤の生活相談員又は介護職員なし	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	2
	機能訓練指導員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他(栄養士・福祉用具専門相談員等)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	勤務表が未作成又は不十分	1	-	-	-	6	-	-	-	-	-	-	7
	雇用契約が不明確	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	小 計	12	-	-	-	21	-	-	-	-	-	-	33
設備基準	設備の目的外使用等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
防災対策	防災訓練未実施等					9	-	-	-	-	-	-	9
運営基準	計画の作成が不適切	1	-	-	-	7	-	-	-	-	1	-	9
	計画の作成なし・大幅な遅れ	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1
	居宅サービス計画に沿った計画でない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	利用者・家族への説明・同意・交付なし	1	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	4
	アセスメントが未実施	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	モニタリングに不備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
	計画の内容が不適切・不十分	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	3
	必要な計画変更が行われていない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護支援専門員に未交付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	主治の医師の文書での指示なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他()	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	重要事項説明書の記載、交付等に不備	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	居宅サービス計画に沿った提供に不備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	サービスの提供内容、記録が不適切	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
	身体拘束の取扱いが不適切	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1
	身体拘束適正化指針が未整備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運営規程の不備	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	利用定員の超過	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	掲示なし又は不適切	23	1	6	-	46	-	4	1	5	1	1	88
	個人情報を用いる場合の同意なし・従業者の秘密保持に係る措置の不足	5	-	2	-	6	-	1	-	1	1	-	16
	居宅介護支援事業所との連携が不十分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事故発生時の対応が不適切	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	職員資質向上のための研修受講機会の未確保	-	-	-	-	7	1	1	2	2	-	-	13
	福祉用具の機能、安全性等に関する点検結果の記録が不適切	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	業務継続計画の策定等	12	1	2	-	11	-	-	-	-	3	2	31
衛生管理等の不備	13	-	5	-	14	-	-	-	-	1	-	33	
虐待の禁止への取り組みが不十分	7	-	2	-	-	-	1	-	-	1	1	12	
その他(身分証の不携帯、契約の未締結)	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	2	
	小 計	64	3	17	-	92	2	7	3	8	9	4	209

項目	指摘内容	居宅サービスの種別・指摘件数											合計
		訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハ	通所介護	通所リハ	短期入所生活介護	短期入所療養介護	特定施設	福祉用具貸与	特定福祉用具販売	
給付費・加算等	各種加算の算定が不適切	4	-	1	-	4	1	3	-	-	-	-	13
	初回加算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	特定事業所加算	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	中重度者ケア体制加算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	個別機能訓練加算（Ⅰ）	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	2
	個別機能訓練加算（Ⅱ）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	個別機能訓練加算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	看護体制加算	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	2
	認知症加算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	口腔機能向上加算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	理学療法士等体制強化加算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	リハビリテーション提供体制加算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	短期集中リハビリテーション実施加算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	重度療養管理加算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	サービス提供体制強化加算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	入浴介助加算	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	3
	夜間早朝深夜加算	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	緊急時訪問看護加算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他（複数人による訪問、送迎加算）	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	3
	基本単位の算定が不適切	-	-	1	-	2	1	-	-	-	-	-	4
	2時間以上3時間未満の通所介護の算定が不適切	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	人員欠如減算	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1
	業務継続計画未策定減算	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	高齢者虐待防止措置未実施減算	2	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	4
	サービスの提供の記録なく請求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
同一建物に居住する利用者に対する減算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
送迎を行わない場合の減算	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	
利用料等の受領・徴収が不適切	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	
小計	7	-	3	-	9	2	4	-	-	-	-	25	
届出	各種変更の届出なし又は遅延	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計		83	3	20	-	131	4	11	3	8	9	4	276

(6) 介護予防サービス事業所

項目	指摘内容	介護予防サービスの種別・指摘件数									
		訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハ	通所リハ	短期入所生活介護	短期入所療養介護	特定施設	福祉用具貸与	特定福祉用具販売	計
	運営指導対象事業所数	11	199	22	55	153	70	53	65	62	690
	運営指導実施事業所数	2	17	3	16	24	17	8	2	2	91
	実施率(%)	18.2	8.5	13.6	29.1	15.7	24.3	15.1	3.1	3.2	13.2
	文書指摘事業所数	1	8	-	1	3	2	6	2	1	24
人員基準	配置基準職員の不足	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	サービス提供責任者・生活相談員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	看護職員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	訪問介護員・介護職員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	管理者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	機能訓練指導員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他(栄養士・福祉用具専門相談員等)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	勤務表が未作成又は不十分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
雇用契約が不明確	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
設備基準	設備の目的外使用等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
防災対策	防災訓練未実施等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運営基準	計画の作成が不適切	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
	計画の作成なし・大幅な遅れ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護予防サービス計画に沿った計画でない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	利用者・家族への説明・同意、交付なし モニタリングに不備	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
	サービス提供責任者が作成していない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護予防支援事業者への報告がされていない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計画の内容が不適切・不十分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	必要な計画変更が行われていない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	実施状況の把握や計画の変更が不適切	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	主治の医師の文書での指示なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他()	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護予防サービス計画の変更の援助が不十分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	重要事項説明書の記載、交付等に不備	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	介護予防サービス計画に沿った提供に不備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	サービスの提供内容、記録が不十分	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
	身体拘束の取扱いが不適切	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	身体拘束適正化指針が未整備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運営規程の不備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	利用定員の超過	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	掲示なし又は不適切	1	5	-	-	3	1	5	1	1	17
	個人情報を用いる場合の同意なし・従業者の 秘密保持に係る措置の不足	-	-	-	-	-	-	1	1	-	2
	居宅介護支援事業所との連携が不十分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事故発生時の対応が不適切	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	職員資質向上のための研修受講機会の未確保	-	-	-	1	-	2	2	-	-	5
	福祉用具の機能、安全性等に関する点検結果 の記録が不適切	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	業務継続計画の策定等	1	2	-	-	-	-	-	3	1	7
	衛生管理等の不備	-	4	-	-	-	-	-	1	-	5
虐待の禁止への取り組みが不十分	-	2	-	-	1	-	-	1	-	4	
その他()	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	小計	3	13	-	1	4	3	8	9	2	43

項目	指摘内容	介護予防サービスの種別・指摘件数									計
		訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハ	通所リハ	短期入所生活介護	短期入所療養介護	特定施設	福祉用具貸与	特定福祉用具販売	
給付費・加算等	各種加算の算定が不適切	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	初回加算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	生活機能向上グループ活動加算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運動器機能向上加算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	口腔機能向上加算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	送迎加算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	個別機能訓練加算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	サービス提供体制強化加算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他（ ）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	基本単位の算定が不適切	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	高齢者虐待防止措置未実施減算	-	1	-	-	1	-	-	-	-	2
	人員欠如減算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	利用料等の徴収・受領が不適切	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	-	1	-	-	1	-	-	-	-	2	
届出	各種変更の届出なし又は遅延	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	合計	3	14	-	1	5	3	8	9	2	45

(7) 障害福祉サービス事業所等

項目	指摘内容	障害福祉サービスの種別・指摘件数																	
		居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援(A型)	就労継続支援(B型)	就労定着支援	自立生活援助	共同生活援助	地域移行支援	地域定着支援	合計
	運営指導対象事業所数	146	135	47	7	3	146	90	1	6	14	37	155	8	5	140	30	26	996
	運営指導実施事業所数	24	20	12	2	3	34	24	1	1	5	6	35	1	-	39	3	3	213
	実施率(%)	16.4	14.8	25.5	28.6	100.0	23.3	26.7	100.0	16.7	35.7	16.2	22.6	12.5	0.0	27.9	10.0	11.5	21.4
	文書指摘事業所数	15	-	8	-	-	10	8	-	-	4	3	26	-	-	32	-	-	106
第1	基本方針・一般原則	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第2	人員に関する基準	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	2
1	従業者の員数(生活支援員、看護職員等)の不足	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
2	サービス提供(児童発達支援管理)責任者の不足	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1
3	管理者の不足	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	職務の専従	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第3	設備に関する基準	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第4	運営に関する基準	32	-	18	-	-	20	6	-	-	11	7	70	-	-	72	-	-	236
1	内容及び手続の説明及び同意がされていない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
2	契約支給量(契約内容)の報告等がされていない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	提供拒否の禁止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	連絡調整(要請)に対する協力・あわせん調整	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	サービスの提供の記録の不備	3	-	1	-	-	1	-	-	1	-	1	-	-	1	-	-	-	8
6	入退所(居)の記録の記載等の不備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	指定事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	利用者負担額に係る管理が不適切	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	1	-	-	-	3
9	利用者負担額等の受領が不適切	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	4
10	給付費等の額に係る通知等がされていない	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	4
11	計画の作成(書類の交付)の不備	1	-	-	-	-	4	-	-	1	-	3	-	-	6	-	-	-	15
12	サービス提供(児童発達支援管理)責任者の責務遂行が不十分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	管理者の責務(管理者による管理等)遂行が不十分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目	指摘内容	障害福祉サービスの種別・指摘件数																	
		居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援(A型)	就労継続支援(B型)	就労定着支援	自立生活援助	共同生活援助	地域移行支援	地域定着支援	合計
14	工賃の支払いが不適切	-	-	-	-	-	2	-	-	-	3	1	26	-	-	-	-	-	32
15	実習の実施が不十分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	社会生活上の便宜の供与等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17	職場への定着のための支援が不十分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18	利用者及び従業者以外の者の雇用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	食事の提供に関する不備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20	運営規程の整備が不適切	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21	勤務体制の確保等が不十分	3	-	2	-	-	1	-	-	1	-	2	-	-	-	1	-	-	10
22	定員の遵守が不適切	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
23	非常災害対策が不十分	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	4	-	-	-	-	-	-	5
24	衛生管理等の不備	7	-	4	-	-	4	3	-	1	3	8	-	-	14	-	-	44	
25	業務継続計画の不備	8	-	5	-	-	2	2	-	1	2	6	-	-	15	-	-	41	
26	協力医療機関等の不備	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	10	-	-	11	
27	掲示の不備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	
28	秘密保持等が不適切	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	9	-	-	14	
29	事故発生時の対応が不十分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
30	会計の区分が不適切	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
31	身体拘束等の禁止への取り組みが不十分	6	-	3	-	-	3	1	-	1	-	4	-	-	4	-	-	22	
32	地域との連携等(関係機関との連絡調整)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	3	
33	記録の整備が不十分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
34	経過措置・特例	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
35	虐待の禁止への取り組みが不十分	1	-	1	-	-	1	-	-	1	-	3	-	-	3	-	-	10	
36	懲戒に係る権限の乱用禁止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
37	障害児に係る給付金の金銭管理	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
38	障害福祉サービスの体験の利用支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
39	体験的な宿泊支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
40	その他(会計書類未作成)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	7	-	-	-	-	-	8	
41	その他(受託居宅介護サービス事業者への委託)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

項目	指摘内容	障害福祉サービスの種別・指摘件数																	
		居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援(A型)	就労継続支援(B型)	就労定着支援	自立生活援助	共同生活援助	地域移行支援	地域定着支援	合計
第5	多機能型(一体型)に関する特例の取扱いが不適切	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第6	変更の届出等が不適切	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第7	給付費の算定及び取扱い	9	-	4	-	-	6	6	-	-	1	-	14	-	-	7	-	-	47
1	基本事項	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	サービス費・自立支援給付費の取扱いが不適切	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	5
3	各種加算の取扱いが不適切	6	-	4	-	-	6	6	-	-	1	-	12	-	-	7	-	-	42
第8	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	41	-	22	-	-	27	12	-	-	12	7	85	-	-	79	-	-	285

(8) 障害児通所支援事業所

項目	指摘内容	障害児通所支援の種別・指摘件数						合計
		児童発達支援センター(児童福祉施設・中核市含む)	児童発達支援(センター除く)	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援	
	運営指導対象事業所数	9	118	-	241	3	16	387
	運営指導実施事業所数	9	10	-	52	1	8	80
	実施率(%)	100.0	8.5	-	21.6	33.3	50.0	20.7
	文書指摘事業所数	2	3	-	24	-	1	30
第1	基本方針・一般原則	-	-	-	-	-	-	-
第2	人員に関する基準	-	-	-	1	-	-	1
1	従業者の員数(生活支援員、看護職員等)の不足	-	-	-	-	-	-	-
2	児童発達支援管理責任者の不足	-	-	-	1	-	-	1
3	管理者の不足	-	-	-	-	-	-	-
第3	設備に関する基準	-	-	-	-	-	-	-
第4	運営に関する基準	1	8	-	51	-	2	62
1	内容及び手続の説明及び同意がされていない	-	-	-	-	-	-	-
2	契約支給量(契約内容)の報告等がされていない	-	-	-	-	-	-	-
3	受給資格の確認がされていない	-	-	-	-	-	-	-
4	サービスの提供の記録の不備	-	-	-	-	-	-	-
5	指定事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	-	-	-	-	-	-	-
6	利用者負担額等の受領が不適切	-	-	-	-	-	-	-
7	給付費等の額に係る通知等がされていない	-	-	-	-	-	-	-
8	取扱方針	-	-	-	2	-	-	2
9	計画の作成(書類の交付)の不備	-	-	-	3	-	1	4
10	管理者の責務(管理者による管理等)遂行が不十分	-	-	-	1	-	-	1
11	児童発達支援管理責任者の責務不適切	-	-	-	-	-	-	-
12	健康管理の不備	-	-	-	-	-	-	-
13	運営規程の不備	-	-	-	-	-	-	-
14	勤務体制の確保等が不十分	-	1	-	1	-	-	2
15	非常災害対策が不十分	-	-	-	-	-	-	-
16	業務継続計画の策定等	1	2	-	12	-	1	16
17	衛生管理等の不備	-	1	-	10	-	-	11
18	安全計画の策定等	-	1	-	8	-	-	9
19	自動車を運行する場合の所在の確認	-	-	-	-	-	-	-
20	掲示の不備	-	-	-	-	-	-	-
21	秘密保持等が不適切	-	1	-	2	-	-	3
22	事故発生時の対応が不十分	-	-	-	-	-	-	-
23	会計の区分が不適切	-	-	-	-	-	-	-
24	記録の整備が不十分	-	-	-	-	-	-	-
25	身体拘束等の禁止への取り組みが不十分	-	2	-	8	-	-	10
26	虐待の禁止への取り組みが不十分	-	-	-	4	-	-	4
27	その他()	-	-	-	-	-	-	-
第5	多機能型(一体型)に関する特例の取扱いが不適切	-	-	-	-	-	-	-
第6	変更の届出等が不適切	-	-	-	-	-	-	-
第7	給付費の算定及び取扱い	1	1	-	23	-	-	25
1	基本事項	-	-	-	-	-	-	-
2	サービス費・自立支援給付費の取扱いが不適切	-	-	-	-	-	-	-
3	各種加算の取扱いが不適切	1	1	-	23	-	-	25
第8	その他	-	-	-	-	-	-	-
	合計	2	9	-	75	-	2	88

(9) 児童福祉施設等

項目	指摘内容	児童福祉施設等の種別・指摘件数				
		保育所・保育所 型認定こども園	幼保連携型 認定こども園	児童養護 施設等	認可外 保育施設	合計
	一般監査等対象事業所数	158	130	10	96	394
	一般監査等実施事業所数	157	130	10	43	340
	実施率(%)	99.4	100.0	100.0	44.8	86.3
	文書指摘事業所数	7	7	0	18	32
人員基準・職員		-	5	-	10	15
	保育所に従事する職員が常時2人以上配置されていない	-	3	-	6	9
	保育士等の資格を有する者が配置されていない・足りない	-	-	-	4	4
	学校薬剤師が配置されていない	-	2	-	-	2
設備・防災・防犯		1	-	-	3	4
	消防用具(消火器等)が設置されていない	-	-	-	2	2
	非常災害に対する具体的な計画(消防計画)が作成されていない	-	-	-	1	1
	避難訓練及び消火訓練を毎月1回以上実施していない	1	-	-	-	1
保育(教育)・処遇		6	2	-	19	27
	教育及び保育の内容等に関する全体的な計画が作成されていない	-	1	-	-	1
	デイリープログラム等が作成されていない	-	-	-	1	1
	子どもの健康診断が年2回以上実施していない	-	1	-	1	2
	調理に携わる職員が概ね月1回検便を実施していない	-	-	-	2	2
	安全計画が策定されていない	6	-	-	15	21
利用者への情報提供		-	-	-	4	4
	施設及びサービスに関する内容が掲示されていない	-	-	-	3	3
	サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付がされていない	-	-	-	1	1
	合 計	7	7	-	36	50

5 特別監査及び監査の実施状況

介護保険サービス及び障害福祉サービスの利用者や家族、従業員などからの苦情や通報を受け、または運営指導の際に不正や著しい基準違反の疑いが認められた場合等に、随時、監査を実施している。

令和7年度は、8事業所等の監査を実施し、5事業所に対して行政処分(指定取消、指定の一部の効力の停止(6か月))、1事業所に対し改善勧告を行っている。

区 分	実施数	監査 終了	行政 処分	勧 告		文書指摘		行政処 分・勧告 等なし	翌年度 継続数
				事業所等	件数	事業所等	件数		
社会福祉法人・社会福祉施設等	-	-	-	-	-	-	-	-	-
介護サービス事業所等	3	1	1	-	-	-	-	-	2
介護保険施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-
居宅サービス事業所	3	1	1	-	-	-	-	-	2
訪問介護事業所	1	-	-	-	-	-	-	-	1
訪問看護事業所	1	1	1	-	-	-	-	-	-
通所介護事業所	1	-	-	-	-	-	-	-	1
障害福祉サービス事業所等	5	4	4	1	1	-	-	-	1
障害児(者)福祉施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-
障害福祉サービス事業所	2	2	2	1	1	-	-	-	-
就労継続支援B型	1	1	1	-	-	-	-	-	-
共同生活援助	1	1	1	1	1	-	-	-	-
障害児通所支援事業所(児童 発達支援、放課後等デイサービ ス)	3	2	2	-	-	-	-	-	1
児童福祉施設等	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	8	5	5	1	1	-	-	-	3

6 業務管理体制の確認検査（一般検査・特別検査）

業務管理体制 一般検査実施状況（事業者数）

		介護保険サービス事業者				障害福祉サービス事業者				児童福祉施設等			
		実地	書面	出頭	合計	実地	書面	出頭	合計	実地	書面	出頭	合計
R 7 年 度	指摘無し	-	68	-	68	-	50	-	50	1	-	-	1
	口頭指導	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	文書指導	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	改善勧告	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	-	68	-	68	-	50	-	50	1	-	-	1

業務管理体制 特別検査実施状況（事業者数）

		介護保険サービス事業者			障害福祉サービス事業者			児童福祉施設等		
		実地	出頭	合計	実地	出頭	合計	実地	出頭	合計
R 7 年 度	改善勧告	-	1	1	-	1	1	-	-	-
	勧告なし(取消)	-	1	1	1	1	2	-	-	-
	文書指導	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	-	2	2	1	2	3	-	-	-

7 集団指導

○社会福祉法人

名称	開催日	開催方法	対象者	対象 法人数	参加法人 数	内容
社会福祉法人 運営者等向け 研修	令和7年10月8日 ～11月29日	資料送付による 書面研修及び Microsoft Formsでのアン ケート	役員等、 事務部門 の管理職 (事務長・ 会計責任 者等)	112	112	他県の事例紹介、指摘事例
計				112	112	

○介護保険施設等

名称	開催日	開催方法	対象者	対象 事業所数	受講 事業所数	内容
介護保険サー ビス事業者等 説明会 (介護医療院及び 医療みなしを除く)	令和7年5月23日 ～7月25日	ホームページ に資料掲載及 びMicrosoft Formsでのアン ケート	施設長、 管理者、 実務担当 者	1,487	1,206	<ul style="list-style-type: none"> ・運営指導及び監査について ・業務管理体制について ・運営指導の重点及び指摘事例 ・生活保護法による指定等について ・介護労働者の雇用管理等について ・介護労働者の労働条件確保等につ いて ・介護報酬請求上の誤りやすい点及 び注意点等について
介護保険新規 指定事業者説 明会	令和7年12月2日 ～12月26日	ホームページ に資料掲載及 びMicrosoft Formsでのアン ケート	施設長、 管理者、 実務担当 者	25	25	<ul style="list-style-type: none"> ・運営指導及び監査について ・業務管理体制について ・運営指導の重点及び指摘事例 ・生活保護法による指定等について ・介護労働者の雇用管理等について ・介護労働者の労働条件確保等につ いて ・介護報酬請求上の誤りやすい点及 び注意点等について
計				1,512	1,231	

○障害福祉施設等

名称	開催日	開催方法	対象者	対象事業所数	受講事業所数	内容
障害者入所・通所事業所等に係る説明会	令和7年5月26日 ～6月27日	ホームページに資料掲載及びMicrosoft Formsでのアンケート	施設長、管理者、実務担当者	279	234	<ul style="list-style-type: none"> ・運営上の留意点 ・運営指導を通じての留意点 ・指導と監査について ・虐待防止について ・災害(BCP)について
障害福祉サービス事業所(訪問系サービス)に係る説明会	令和7年5月26日 ～6月27日	ホームページに資料掲載及びMicrosoft Formsでのアンケート	管理者、実務担当者	311	248	<ul style="list-style-type: none"> ・運営上の留意点 ・運営指導を通じての留意点 ・指導と監査について ・虐待防止について ・災害(BCP)について
就労支援事業所に係る説明会	令和7年5月26日 ～6月27日	ホームページに資料掲載及びMicrosoft Formsでのアンケート	管理者、実務担当者	218	189	<ul style="list-style-type: none"> ・運営上の留意点 ・運営指導を通じての留意点 ・指導と監査について ・虐待防止について ・災害(BCP)について ・就労支援会計について
共同生活援助に係る説明会	令和7年5月26日 ～6月27日	ホームページに資料掲載及びMicrosoft Formsでのアンケート	管理者、実務担当者	141	111	<ul style="list-style-type: none"> ・運営上の留意点 ・運営指導を通じての留意点 ・指導と監査について ・虐待防止について ・災害(BCP)について
障害児通所支援事業所に係る説明会	令和7年5月26日 ～6月27日	ホームページに資料掲載及びMicrosoft Formsでのアンケート	管理者、実務担当者	399	347	<ul style="list-style-type: none"> ・運営上の留意点 ・運営指導を通じての留意点 ・指導と監査について ・虐待防止について ・災害(BCP)について
障害児入所施設に係る説明会	令和7年5月26日 ～6月27日	ホームページに資料掲載及びMicrosoft Formsでのアンケート	管理者、実務担当者	9	8	<ul style="list-style-type: none"> ・運営上の留意点 ・運営指導を通じての留意点 ・指導と監査について ・虐待防止について ・災害(BCP)について
相談支援事業所に係る説明会	令和7年5月26日 ～6月27日	ホームページに資料掲載及びMicrosoft Formsでのアンケート	管理者、実務担当者	56	52	(一般相談支援対象) <ul style="list-style-type: none"> ・一般相談支援について ・指導と監査について ・虐待防止について ・災害(BCP)について
計				1,413	1,189	
合計				3,037	2,532	

Ⅱ 医療機関への立入検査

1 立入検査の概要

県では、医療法第25条第1項の規定に基づき、病院等を対象に立入検査を行いました。

- (1) 立入検査の対象（令和7年4月1日現在）
県所管（中核市（前橋市保健所及び高崎市保健所）管内を除く）の病院及び有床診療所
・ 県所管の病院 82病院
・ 県所管の有床診療所 30診療所（原則3年に1回）
- (2) 立入検査の実施機関
病院については監査指導課及び各保健福祉事務所の専門職（医師、臨床検査技師、薬剤師、診療放射線技師及び栄養士）が実施し、有床診療所については、監査指導課が実施します。
- (3) 立入検査に基づく改善指導
立入検査の結果については、軽微な内容は口頭により、注意・要望事項や不適合事項など重要な内容は文書により改善指導を行います。不適合事項については、改善状況の報告を求めています。
- (4) 所管課との連携
病院等の所管課である医務課や感染症・疾病対策課、薬務課、健康長寿社会づくり推進課とは、立入検査に際し情報の共有・交換を行い、所管課としての指導との整合を図っています。

2 病院の立入検査の実施状況・結果

県が所管する全82病院のうち、廃止した1病院及び休止中の1病院を除く80病院に対し立入検査を実施しました。

(対象病院における新型コロナウイルス感染症の影響などを十分に確認した上で実施しました。)

不適合事項として改善を求める文書指摘を行ったのは26病院、のべ34件で、多かった内容は、「医師などの医療従事者が標準数を充足していない」、「建築基準法に基づく防火・消火用設備の点検報告が不十分」というものでした。

◎不適合事項の内容

立入検査対象病院数（令和7年4月1日現在）		82	
立入検査実施病院数		80	
実施率(%)		97.6	
不適合事項のあった病院数		26	
項目	内容	件数	
従事者	医師数	医師の標準数を充足していない	1
	歯科医師数	歯科医師数の標準数を充足していない	9
	薬剤師数	薬剤師の標準数を充足していない	2
	専属薬剤師	専属薬剤師を配置していない	1
管理	職員の健康管理	職員の健康管理が不十分	1
	防火・防災対策	建築基準法に基づく防火・消火用設備の点検報告が不十分	4
	医療安全体制	医療安全管理部門が設置されていない	1
		医療事故発生時の対応に関する体制整備が不十分	2
	診療録	診療録の管理体制が不十分	2
	輸血の安全管理体制	輸血製剤に関する記録の管理体制が不十分	1
	検体検査	検体検査の標準作業書を作成していない	2
	医薬品の取扱い	劇薬と普通薬が混置されている	1
		麻薬管理者が不在	1
	医薬品の安全管理体制	医薬品安全職員研修を実施していない	1
	放射線管理	診療放射線の管理区域の運用が不適切	2
		X線診療室の「使用中ランプ」が点灯しない	1
		X線診療室に放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示がない	1
		照射録に不備がある	1
計		34	

注) 1つの病院が複数の指摘を受けている場合があります。

3 有床診療所の立入検査の実施状況・結果

県が所管する有床診療所（前橋市保健所及び高崎市保健所管内は除く）は30診療所です。

（令和7年4月1日現在）

令和7年度は、計画数を10診療所として、立入検査を10診療所に実施しました。

不適合事項として改善を求める文書指摘を行ったのは5診療所、のべ7件で、多かった内容は、「毒劇物の管理が不十分」というものでした。

◎不適合事項の内容

立入検査対象診療所数（令和7年4月1日現在）		30	
立入検査実施診療所数		10	
実施率(%)		33.3	
不適合事項のあった診療所数		5	
項目	内容	件数	
管理	医薬品の取扱い	毒劇物の管理が不十分	3
	医療安全体制	医療安全管理指針が整備されていない	1
	放射線管理	診療放射線の安全利用に関する指針が整備されていない	1
		X線室に標識がない	1
		放射線量を測定していない	1
計		7	

注) 1つの診療所が複数の指摘を受けている場合があります。